

被保険者各位

JVCケンウッド健康保険組合

健康保険被扶養者資格確認調査について

平素は当健保組合の事業へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度も被扶養者（家族）の資格確認調査を下記要領にて実施いたします。この調査は健康保険法施行規則や厚生労働省の指導に基づいたもので、保険給付に要する費用を適正に支出し、健保財政の健全化を図る観点から、健保組合には毎年実施することが義務づけられています。

被保険者の皆様及びご家族にはお手数をおかけしますが、調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 調査対象者

令和6年12月10日現在、当健保組合の被扶養者として認定されている（配偶者および実子以外）の方

例：実父母、義父母、養父母、兄弟、姉妹、養子など

※同封の健康保険被扶養者確認調書に印字されていない被扶養者の方は今回の調査対象ではありません。

2. 提出方法

同封の健康保険被扶養者確認調書（以下「調書」といいます）に必要事項をご記入のうえ、添付書類を調書の後ろに添付した後、調書の左上をホッチキスで留めて提出してください。

※添付書類取得に関わる費用については、被保険者様にてご負担いただきますようお願いいたします。

3. 提出期限

令和7年1月22日（水） 期限厳守願います。

※調書と添付書類を提出いただけない場合は、被扶養者の資格が無くなりますのでご注意ください。

4. 提出先

〒221-0022

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

JVCケンウッド健康保険組合 適用担当 宛

※JVCケンウッドの社内便をご利用できる方は、新子安TC-10階 JVCケンウッド健康保険組合 適用担当 宛でも構いません。

5. 記入要領と添付書類

次ページ以降に記載してありますので必ずお読みください。また、同封しました調書記入例もご参照ください。

（提出書類だけで確認できない場合には、別途追加書類の提出をお願いすることがあります）

6. お問い合わせ先

JVCケンウッド健康保険組合

E-mail : info-kenpo_JKC@jvckenwood.com

以上

記入要領

(同封しました調書記入例もご参照ください)

1. 「住民票住所」には住民票のある住所を記入してください。
2. 被扶養者欄の下記部分に必要な事項を必ず記入してください。
 - (1) 「 職業・学校・学年 」・・・・・・・・職業 → 職種を記入(例:パート、自営業等)。
仕事をしていない場合は「なし」と記入。
学生 → (例:大学2年、専門学校1年等)記入。
 - (2) 「 年間収入 」・・・・・・・・12ヵ月分の収入予定金額を万円単位で記入。
 - ※ 給与明細書の総支給額合計(令和6年9月・10月・11月の3ヵ月分)を4倍します。
通勤費等の手当を含んだ総支給額です。差引支給額ではありません。賞与支給等がある場合は足した金額をご記入ください。
 - ※ 年金支給額(2ヵ月分)を6倍します。
 - ※ 収入がない場合は「なし」と記入します。
 - (3) 「 同居別居の別 」・・・・・・・・同・別どちらかを○で囲んでください。
 - ※ 被保険者と住民票の住所が異なる場合は「別」に○をし、「備考」欄に被扶養者の住所を記入してください。
3. 下記のような方は当健保組合の扶養削除をする必要がありますので、調書と一緒に「被扶養者(異動)届」(用紙B-5号)と該当者の健保保険証を、所属する事業所の人事担当部門へ提出願います。
なお調書については、該当者の「備考」欄に「提出済」と記入してください。添付書類は不要です。
「被扶養者(異動)届」はJVCケンウッド健保ホームページの「申請書一覧」からダウンロードできます。(URLは下記参照)
 - (1)就職していた。
 - (2)結婚などで扶養しなくなった。
 - (3)認定基準額以上の収入がある。(年額130万円、月額10.8万円以上、または60歳以上および障害者の方は年額180万円、月額15万円以上)
 - (4)仕送りなどの生活費を援助していない。
 - (5)失業給付などの受給手続きを開始した。(日額3,612円以上、または60歳以上および障害者の方は日額5,000円以上)
4. 調書には、令和6年12月10日現在の調査対象の被扶養者が出力されています。最近、扶養削除の申請を提出された場合は、未だ氏名が出力されている可能性がありますのでご容赦ください。
その場合は対象被扶養者を＝線で抹消し、「備考」欄に「提出済」と記入してください。

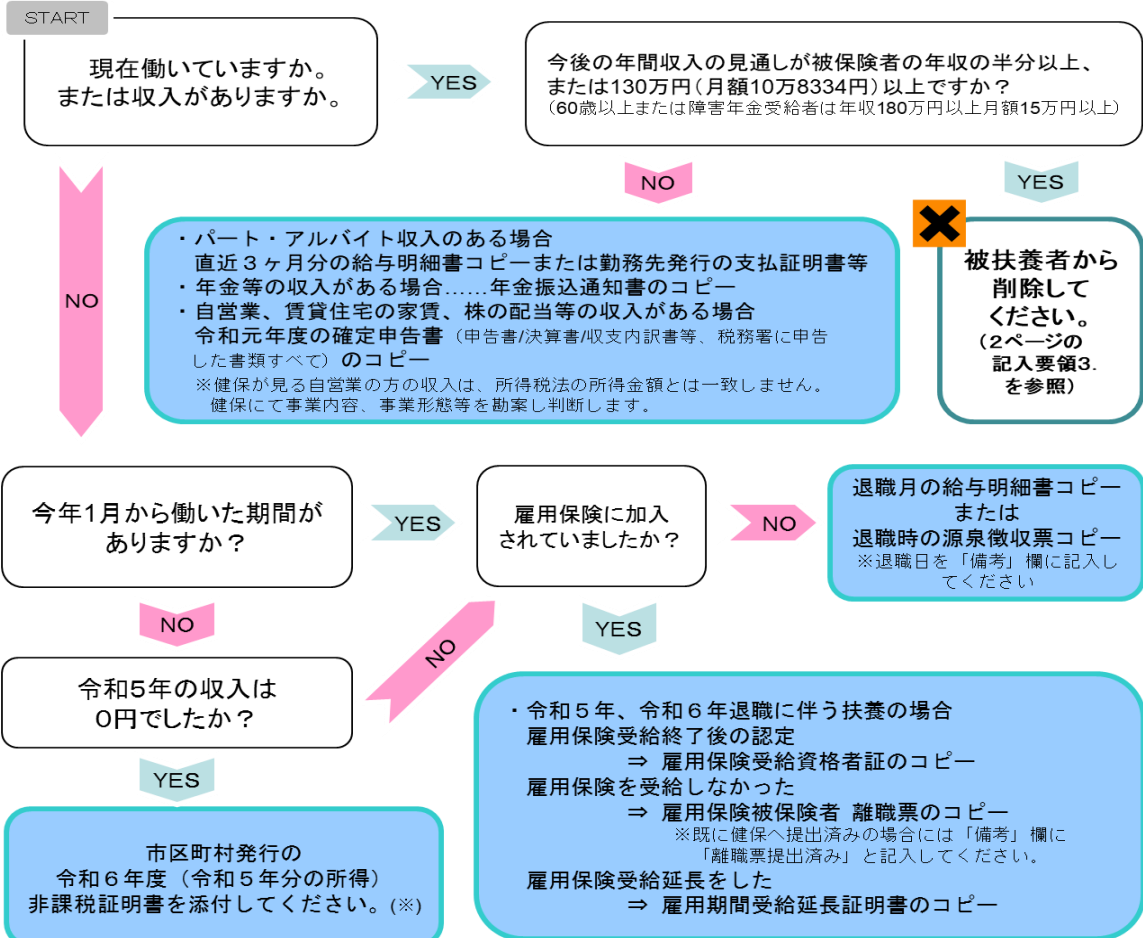
記入要領や添付書類、添付書類の具体的な例を、健保ホームページ「お知らせ」にも掲載してありますので、ご参照ください。

健保ホームページ : <https://www.jvckwdkenpo.or.jp>

添付書類について

1. 調書の被扶養者欄の「備考」欄に印字されているアルファベットをご確認ください。
2. 給与明細書や、年金振込通知書については、該当者氏名（フルネーム）、支払元（会社名）、支払年月日等が分かるようにコピーしてください。

A が印字されている対象者



（※）非課税証明書の所得欄に金額の記載がある場合は、現在無収入であることが確認できないため、最終の源泉徴収票のコピーまたは給与明細書のコピーを提出してください。

◇ 被保険者の収入および被扶養者の人数などの状況によっては扶養対象外となる場合がありますのでご了承ください。

非課税証明書の発行は？

令和6年1月1日に住民票のあった市区町村の市民税課等で発行されます。

※1月2日以降に引越しをされた場合

前住所の市区町村へ郵送等による証明書の発行依頼をお願いします。

年間収入がこんな時は？

給与明細書の総支給額合計（令和6年9月・10月・11月の3ヵ月分）の4倍は130万円を超えるが、年間収入予定は130万円未満の方は①または②の証明書類を添付願います。

① 12ヵ月分の支払証明書を勤務先で発行（ひと月ごとの総支給額が分かるよう作成依頼）

② 給与明細書（令和6年6月～令和6年11月の6ヵ月分）、または（令和6年3月～令和6年11月の9ヵ月分）、または（令和5年12月～令和6年11月の12ヵ月分）のコピー

※提出書類だけで確認できない場合には、別途追加書類の提出を求めています。

例) 令和6年12月以降の収入証明コピー、令和5年分 給与所得の源泉徴収票コピー等

B が印字されている対象者

START

学生ですか？
(専門学校生の場合は週20時間以上の授業が
ありますか？)

YES

・学生証のコピー または
在学証明書を添付してください。
(専門学校の場合は時間割表等の
コピーも添付してください)

※学生証の有効期限も確認していますので、
必ず両面のコピーを提出してください。
※収入証明の添付は不要ですが、
調書の年間収入欄は必ずご記入ください。

NO

「A が印字されている対象者」(前ページ)のチャートで、
添付書類(収入証明)をご確認のうえ、提出してください。

- ◇ 学生でない方で別居している場合は、収入証明と下記の仕送り(送金)証明(注1)も提出してください。
(被保険者が単身赴任で対象被扶養者が他の家族と同居している場合は、収入証明のみ提出してください)

C が印字されている対象者

START

今後の年間収入の見通しが被保険者の年収の半分未満
かつ、180万円(月額15万)未満ですか？

NO



被扶養者から削除してください。
(2ページの記入要領 3. 参照)

YES

同居していますか？

別居

被保険者の父母・祖父母ですか？

NO

YES

対象者の収入以上の仕送りをしていますか？

NO

同居

YES

・収入が無い場合... 令和6年度(令和5年分の所得)の
非課税証明書
・パート・アルバイト等の収入がある場合
直近3ヶ月分の給与明細書コピーまたは勤務先記載の
支払証明書等
・年金等の収入がある場合... 年金振込通知書のコピー
・年金等の収入がない場合(65歳以上)
... 年金加入履歴のコピー
※年金には遺族年金、恩給、企業年金なども含まれます。

＜仕送りをしている方＞
左記の添付書類
＋
仕送りを証明できる書類(注1)

・銀行／郵便局の振込票コピー
・現金書留控えコピー

- ◇ 被保険者の収入および被扶養者の人数などの状況によっては扶養対象外となる場合がありますのでご了承ください。

仕送り(送金)証明について(令和6年9月・10月・11月の3ヵ月分)

- (注1) 別居の場合、被保険者により主として生計が維持されているかどうかの確認は「被保険者からの仕送り額」で判定していますので「仕送り額」が確認できる証明書類が必要です。被扶養者への「手渡し」は客観的な証拠が残りませんから「手渡し」は「仕送りの送金」として認めません。ついては、被保険者との生計維持関係を確認するための基礎になる被保険者からの援助額を具体的かつ客観的に証明する書類として「銀行／郵便局の振込票コピー」または「現金書留控えコピー」を必ず添付してください。